3　平成二十八年改正法附則第四条に規定する職員（以下「職員」という。）は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

4　各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5　第二項又は前項の規定にかかわらず、各省各庁の長は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり規則一五―一四第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第三条　前条第一項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する勤務時間法の読替え）

第四条　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する勤務時間法第二十条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十九条」とあるのは、「附則第十項」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第五条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項中「又は第二十八条第一項」を削り、「第三十三条の要求の文書等」を

第三十三条の要求の文書等		
第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿	勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとにその指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年
第二十八条第一項の介護時間の休暇簿	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年

に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げる人事管理文書（前条の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一五―一五―一四

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同項第三号中「子を」を「子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）を」に改め、「親」の下に「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第五号中「ロ及び」を削り、「及び次号」を「から第七号まで」に改め、同項第六号中「ため」の下に「、各省各庁の長が、人事院の定めるところにより、非常勤職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する九十三日（当該状態となった日前において当該非常勤職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、九十三日からその使用の状況を考慮して人事院が定める日数を差し引いた日数）の範囲内の」を「指定期間内において必要と認められる」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合　当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一九―〇―一一

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ⑵を次のように改める。

⑵　その養育する子（育児休業法第三条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（第三条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員